

たんばししょう しゃしょう じふくし  
丹波市障がい者・障がい児福祉プラン

だい き たんばししょう しゃきほんけいかく  
第4期丹波市障がい者基本計画

だい き たんばししょう ふくしけいかく  
第7期丹波市障がい福祉計画

だい たんばししょう じふくしけいかく  
第3期丹波市障がい児福祉計画

れいわ ねん がつ  
2024(令和6)年3月

はっこう たんばし けんこうふくしぶ しょう ふくしか  
【発行】丹波市 健康福祉部 障がい福祉課

ひょうごけん たんばしひかみまちじょうらく ばんち  
〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地

TEL : 0795-88-5263 FAX : 0795-88-5283

# 計画の基本的な考え方

## ● 計画と趣旨

丹波市では、2018（平成30）年3月に「第3期丹波市障がい者基本計画」を、2021（令和3）年3月に「第6期丹波市障がい福祉計画」及び「第2期丹波市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人に対する施策や障害福祉サービスなどの提供を行ってきました。

その後、国においては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行など、次々と制度の整備が進められてきました。

このような国の動向を踏まえ、障害者基本法等の各種法令や国の基本指針に基づき、新たな障がい者・障がい児に対する施策に関する計画となる「丹波市障がい者・障がい児福祉プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

## ● 計画と位置づけ

本計画は、「丹波市障がい者基本計画」「丹波市障がい福祉計画」「丹波市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画や基本指針に即するとともに、本市の最上位計画である「丹波市総合計画」や「丹波市まちづくりビジョン」、関連する「丹波市地域福祉計画」「丹波市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「丹波市子ども・子育て支援事業計画」「健康たんば21計画」「その他の関連計画」との整合性を図っています。

## ● 計画の期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間とします。

なお、障がい福祉計画と障がい児福祉計画については、計画期間の中間年度にあたる2026（令和8）年度に見直しを行います。

# 基本理念および計画の視点

## ● 計画の基本理念

社会的障壁を除去し、心身の機能について障がいがあってもなくても、一人ひとりが個人として尊重され、だれもが自分の望む人生や生活を送ることができるようにすることが、真に共生社会につながるものです。

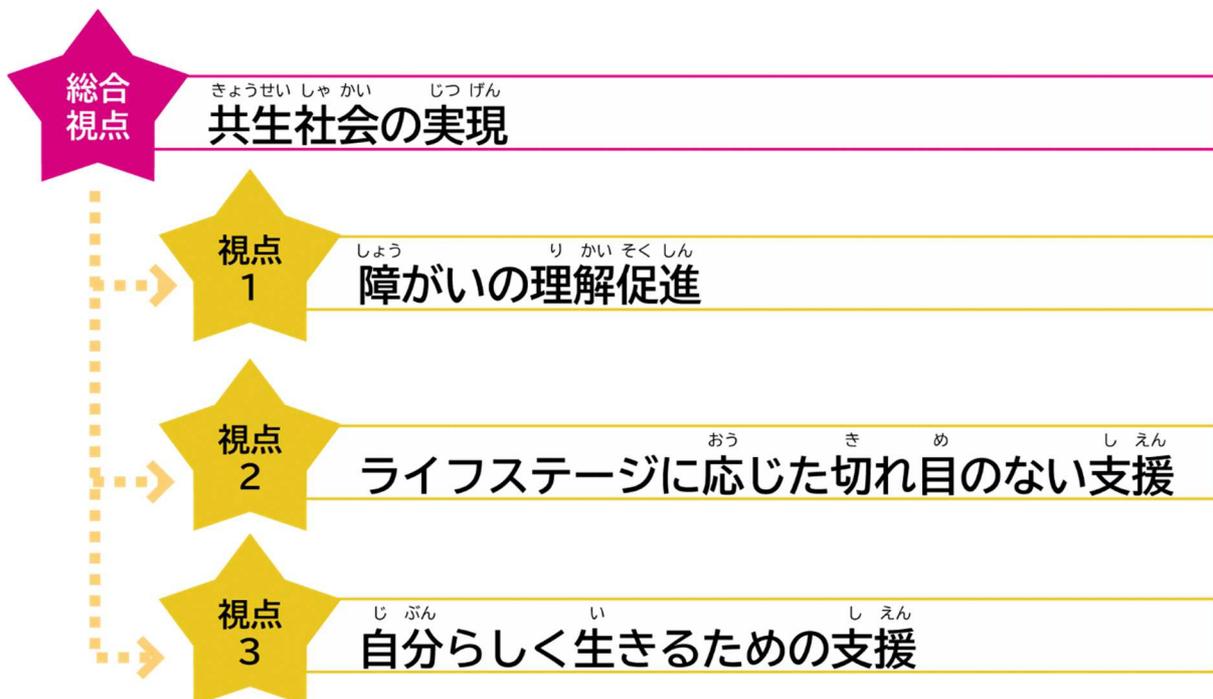
このような考え方から、本計画全体に関わる基本理念を前計画から継承して「だれもが主体的に暮らし、共に育ち支えあうまちづくり」とし、その実現に向けて各種の施策に取り組みます。

## 基本理念

だれもが主体的に暮らし、共に育ち支えあうまちづくり

## ● 計画の視点

基本理念を実現するために、次の4つの視点で各施策に取り組み、計画を推進します。



# 障がい者基本計画

## 分野1 理解促進

障がいの理解について取り組みを進めていくにあたっては、市民をはじめ、企業や地域などに、障がいに対する正しい理解と認識を広げていくことが重要です。

障がいに対する理解を促進し、障がいがあっても、高齢であっても、市民一人ひとりが尊重され、だれにとってもより良い地域を、みんなでつくりあげていくために、各学校・家庭・地域などにおいて、すべての人が障がいのある人の人権や福祉について学ぶ機会を増やし、障がいのあるなしに関わらず、お互いに支えあい暮らすことのできる地域づくりを進めます。

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 地域住民による地域づくり活動の推進

## 分野2 差別の解消・権利擁護

障害者差別解消法は、一般の個人的な行為に対する法的な義務はありませんが、差別を解消し、だれもが暮らしやすい社会をつくっていくためには、市民一人ひとりがこの法律について理解することが重要であり、一人ひとりの認識や普段からの対応が、地域全体に広がっていくよう障害者差別解消法の周知を図る必要があります。

社会のあらゆる場面で、障がいを理由とする差別を受けたり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、市民に対して障がいについての理解を促進し、差別のない社会づくりに向けた取り組みを推進します。また、障がいのある人が自らの意思に基づいて生活し、権利が守られるように、必要な制度やサービスを周知啓発するとともに、制度などを利用した自分らしい暮らしを支援します。

- (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
- (2) 障がい者虐待防止と権利擁護の強化

## 分野3

## 生活支援

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるようにするためには、障がいのある人本人の意思に基づいた福祉サービスが受けられるとともに、あらゆる場面で障がいのあるなしに関わらず、社会活動に参加できることが重要です。

障がいのある人が障がい特性や支援の度合いに関わらず、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、安心できる暮らしの場の確保と福祉サービスの充実に取り組みます。特に地域資源が限られている医療的なケアや常時介護が必要な障がいのある人などが、必要な支援を受けながら生活できるように体制の構築に努めます。さらに、障がいのある人がスポーツや文化芸術活動への参加を通じて生活を豊かにするとともに、障がいのある人が参加しやすい環境整備を行いながら活動の場の拡大を通じて社会参加を促進します。

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障がいのある人およびその家族の高齢化への対応
- (3) 障害福祉サービスの提供体制の確保および質の向上
- (4) 多様な住まいの場の確保
- (5) 地域生活への移行と定着への支援
- (6) 障がい者スポーツの振興・文化芸術活動の支援



丹波市ふれあいスポーツの集い



スポーツ・レクリエーション教室

## 分野4

## 生活環境

障がいのある人が社会活動に参加しやすい環境や、安全に安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、移動しやすい環境の整備や利用しやすい公共施設などの整備、防災・防犯の取り組み、災害発生時の支援体制の整備が必要です。

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境の整備や移動しやすい環境整備を進め、生活の利便性を高めることを目指します。また、災害発生時において障がい特性に配慮した適切な情報伝達や避難支援を行うとともに、日頃からの備えを大切に、安心して避難ができる体制の整備を進めます。

- (1) 交通・移動手段の充実
- (2) 生活環境整備の促進
- (3) 防災・防犯の支援体制の充実

## 分野5

## 子育て・教育

障がいのある子どもが住み慣れた地域で暮らしていくためには、子どもの成長や障がいの特性に応じた専門的な支援や相談を受けながら、障がいのあるなしで分け隔てられることなく子どもの日々の豊かな成長と学びを支えることが重要です。また、家庭を中心に、療育機関、教育関係機関、医療機関、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所などが連携して、子どもの将来をみすえた就学前からの切れ目のない支援体制を構築する必要があります。そのためには、療育支援体制のさらなる強化や、特別支援教育の充実、家族への支援、就学前からの継続した支援を、関係機関と連携し、包括的に実施することが重要です。

障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることができるインクルーシブ教育システムの構築を進めます。また、障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けて学ぶことができる体制を整備します。

- (1) 総合的な療育支援体制のさらなる強化
- (2) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実
- (3) 将来をみすえた就学前からの切れ目のない支援
- (4) 家庭生活を支える支援の充実

## 分野6 雇用・就業

障がいのあるなしに関わらず、仕事は経済的な安定や、やりがい・生きがい、社会貢献、居場所の確保につながるなど、生活していくうえで重要な位置を占めています。障がいのある人の雇用を進めるうえでは、障がいに対する理解の促進と受け入れの拡大、障がい特性に応じた就労の場の開拓が必要です。

障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就業の機会の確保に努めます。また、市内企業に対し、障がい者雇用についての理解を促すとともに、関係機関が連携し、総合的な就労支援体制の構築を目指します。

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 福祉的就労の充実

## 分野7 保健・医療

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、保健や医療体制は必要不可欠なものです。

しかし、医療的ケアが実施できる障害福祉サービス事業所は非常に少なく、訪問看護を利用したり、医療機関への入院をしたりせざるをえない状況です。今後は障がい福祉分野と医療分野が連携し、身近な地域で医療を受けることができる支援体制の構築が必要です。

また、疾病の予防や早期発見に取り組むとともに、こころと体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどの提供に努めます。

精神保健に関する相談支援については、精神障がいのある人のほか精神保健に課題を抱

える方などを含め幅広く対象にするとともに、心身の状況に応じた適切な支援の包括的な体制の確保を推進します。

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 精神保健福祉施策の推進

## 分野8 情報・コミュニケーション

地域で生活していくうえで、障害福祉サービスについての情報をはじめ、生活情報、緊急時の情報など、情報は欠かせないものであるため、だれもが必要な情報を自ら収集し、活用できる環境を整備することが必要です。また、情報アクセシビリティは、ICT機器の多様化や高性能化によって、より良い環境になりつつありますが、これらの機器の活用を推進し、より多くの人々が情報にアクセスしやすい環境づくりを進めることが必要です。

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報機器の活用や情報提供のあり方を工夫し、情報アクセシビリティの向上を推進します。また、さまざまな情報提供やコミュニケーションを支援する人材の育成・確保等を図り、意思疎通支援の充実を図ります。

- (1) 情報アクセシビリティの向上
- (2) コミュニケーション支援体制の充実

# しょう ふくしけいかく 障がい福祉計画

## ● だい 7 期計画の数値目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

	れいわ ねんどまつ 2029(令和11)年度末
しせつにゆうしよしゃ ちいきいこう 施設入所者の地域移行	にん 6人
しせつにゆうしよしゃすう 施設入所者数	にん 85人

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ほけん いりよう ふくしかんけいしゃ きょうぎ ば 保健・医療・福祉関係者による協議の場	れいわ ねんどまつ 2029(令和11)年度末
せっち うむ 設置の有無	あり 有
かいさいかいすう 開催回数	かい 3回
かんけいしゃ さんかしゃすう 関係者の参加者数	にん 8人
もくひょうせってい ひょうか じっしかいすう 目標設定および評価の実施回数	かい 3回

### (3) 地域生活支援の充実

ちいきせいかつしえん じゅうじつ 地域生活支援拠点等	れいわ ねんどまつ 2029(令和11)年度末
ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび 地域生活支援拠点等の整備	しよ 1か所
きのう じゅうじつ む うんようじょうきょう けんしやう けんとう じっし 機能の充実に向けての運用状況の検証・検討の実施	かい 3回

きょうどうこうしやう ゆう しょう しゃ しえんたいせい じゅうじつ 強度行動障がいをもつ障がい者の支援体制の充実	れいわ ねんどまつ 2029(令和11)年度末
しえん はあく 支援ニーズの把握	はあく 把握
ちいき かんけいきかん れんけい しえんたいせい せいび 地域の関係機関が連携した支援体制の整備	せいび 整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	2029(令和11)年度末
一般就労への移行者数	16人
就労定着支援事業の利用者数	10人/月

(5) 相談支援体制の充実・強化等

	2029(令和11)年度末
基幹相談支援センターの設置	あり 有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	かくほ 確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	じっし 実施

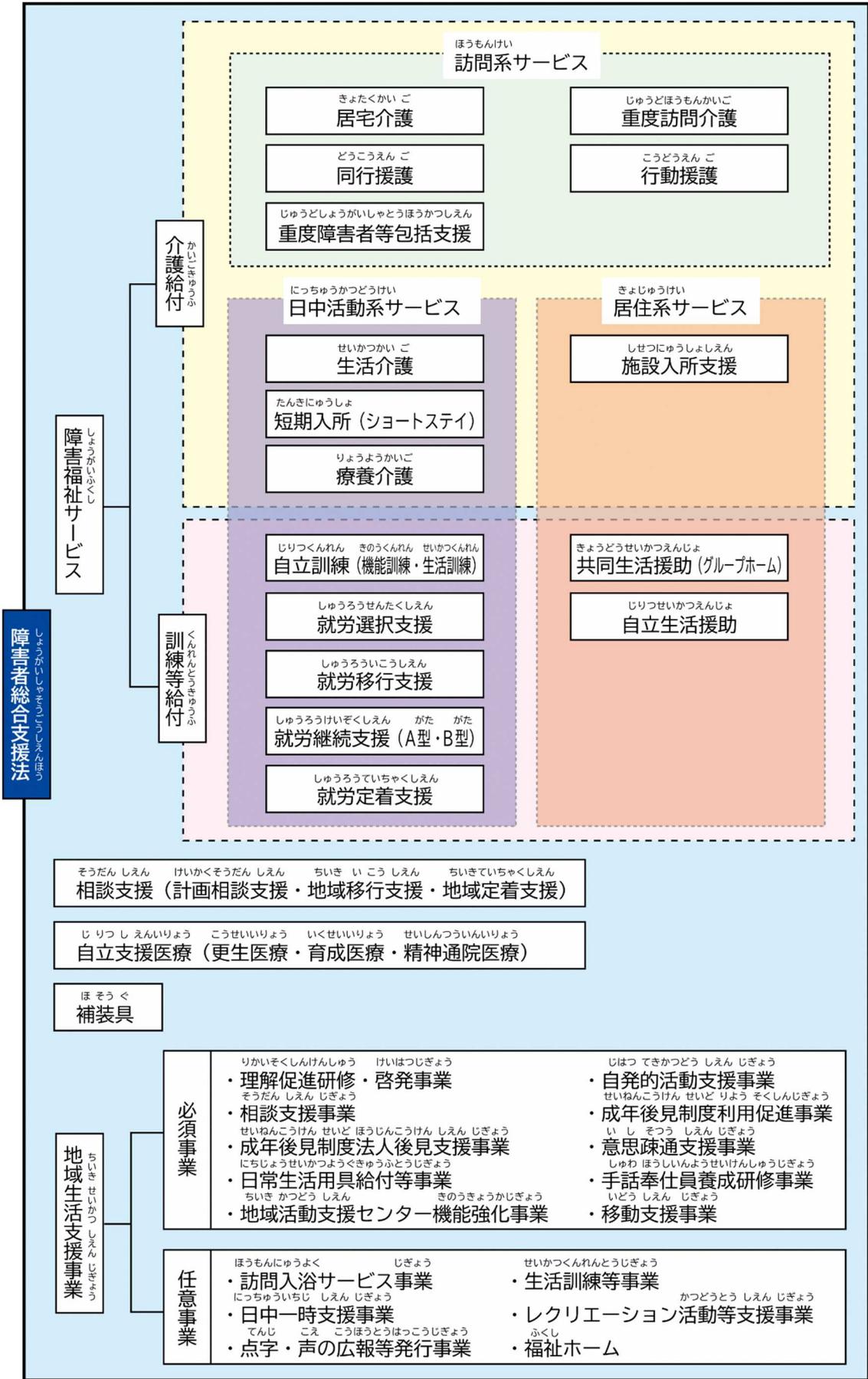
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

	2029(令和11)年度末
サービスの質の向上を図るための体制構築	こうちく 構築

(7) 発達障がい者等に対する支援

	2029(令和11)年度末
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	5人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	1人
ペアレントメンターの人数	1人
ピアサポーターの活動への参加人数	3人

# しょうがいふくし どう しゅるい 障害福祉サービス等の種類



# 障がい児福祉計画

## 第3期計画の数値目標

### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

	2029(令和11)年度末
児童発達支援センターの整備 (整備箇所数)	1 箇所
障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進する体制の構築	構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 (設置箇所数)	1 箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保 (設置箇所数)	1 箇所
医療的ケア児支援の協議の場(保健、医療、障害福祉、保育、教育等各分野の協議の場)の設置	設置
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	3人

## 障害児通所支援などの種類

